農林水産大臣　殿

種苗への遺伝子操作の有無の表示を求める署名

　ゲノム編集トマトの栽培や販売が認められました。このトマトには、種苗にも食品にも表示の必要がありません。このままでは知らないうちに栽培したり、食卓に登場することになりかねません。遺伝子組み換えやゲノム編集などで遺伝子を操作された作物や家畜、魚などは、環境や食の安全に悪い影響をもたらす可能性があります。現在、食用の遺伝子組み換え作物は国内で栽培されていません。しかし、ゲノム編集作物の栽培が進めば、遺伝子組み換え作物の栽培も進み、食卓にやってくる可能性があります。

　遺伝子組み換え食品については極めて不十分ながら表示義務があります。しかし、遺伝子組み換え作物の種子や苗には表示義務はありません。ゲノム編集された種子や苗にも表示義務はありません。国内でゲノム編集作物が栽培されようとしている今、生産者が種苗の選択をするために表示は絶対に必要です。私たちは、遺伝子操作作物を栽培したくない生産者、遺伝子操作原料を使いたくない事業者、遺伝子操作食品を食べたくない消費者の選択の権利を求めます。

【要望事項】

種苗法第 59 条の表示項目の第６項「その他農林水産省令で定める事項」に、現在定められている「使用農薬の履歴」とともに、「育種における遺伝子操作の有無」を追加することを要望します。

名　前	住　　所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

※ご家族等でも、お一人ずつお名前と都道府県から住所をお書きください。「同上」や「〃」は使用不可。住所は町名や大字までで結構です。
※枠内の全員分を記入する必要はありません。
※いただいた署名は政府に提出する以外の目的では使用いたしません。

第一次集約：2021年6月30日
第二次集約：2021年11月30日

【取り扱い団体】
＜中間集約先＞
生活協同組合 生活クラブ京都エル･コープ
〒601-8212 京都市南区久世上久世町161
TEL：075-934-7371

＜最終集約先＞
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
〒160-0022 東京都新宿区新宿
6-24-20-5F
TEL: 03-5285-1898

【呼び掛け団体】
食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク
遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン
特定非営利活動法人日本消費者連盟
〒169-0051東京都新宿区西早稲田1-9-19-207
電話：03-5155-4756／FAX：03-5155-4767
メール：office@gmo-iranai.org